別紙２

平成27(2015)・平成28(2016)年度入学生対象

学修継続条件制度の変更内容(図)

※「留保警告」は各学期末に行われる学修継続条件判定の時点で卒業見込みの学生が対象である。よって第7セメスター以降に発生する事例である。

第6セメスター
(3年次)

卒業見込ではない

第6セメスター終了時　学修継続条件判定

・第6セメスター終了時に卒業見込みとなる。
・学修継続条件に抵触し、3回目の警告を受けた。
→　退学処分

・第6セメスター終了時に卒業見込みが立たない。
・学修継続条件に抵触し、3回目の警告を受けた。
→　退学処分

第7セメスター
(4年次)

卒業見込ではない

卒業見込である

第7セメスター終了時　学修継続条件判定

・第7セメスター終了時に卒業見込みとなる。
・学修継続条件に抵触し、3回目の警告を受けた。
→　退学処分

・すでに卒業見込みが立っていた。
・学修継続条件に抵触し、3回目の警告を受けた。
→　**留保警告**

第8セメスター
(4年次)

留保警告

第8セメスター終了時　学修継続条件判定

・すでに留保警告を受けている。
・学修継続条件に抵触し、再度警告を受けた。
・卒業要件を満たすことができなかった。
→　退学処分

・すでに留保警告を受けている。
・学修継続条件に抵触し、再度警告を受けた。
・卒業要件を満たすことができた。
→　卒業